

小さな掛金で安心がさらに大きくなります

自動車事故費用共済

自動車事故を起こしたときに、ご契約者が被る経済的損失を補償します。



愛知県商工共済協同組合
(愛知火災共済協同組合)

もしも 事故を起こしたら

自動車事故を起こしても、自動車保険に加入しているから安心・・・と思いませんか？

いいえ、それだけでは必ずしも十分とはいえないのです。万一事故を起こしてしまうと、その状況によっては自動車保険等ではカバーしきれない思わぬ大きな出費を強いられる場合があるからです。例えば示談交渉をスムーズに運ぶためには、被害者に対して香典や十分にお見舞いすることが欠かせませんし、あるいは自車の修理代の自己負担分が発生したり、契約者ご自身が長期に亘って休業を余儀なくされることもあります。

あなたがどんなに安全運転を心掛けていても・・・万一の事故の際、自動車事故費用共済は大変お役に立ちます。

本制度の特色

- 1 自動車保険など他の保険・共済に関係なく、**共済金はすべてご契約者にお支払い**します。
- 2 お支払いに際しては、交通事故証明書、入通院診断書等、**コピーでOK**です。
- 3 共済期間1年の自動更新契約で、共済掛金の払込方法は**初回から月払口座振替**です。
- 4 運転者の年齢に関係なく、**共済掛金は車種別に一律**です。

補償内容

ご加入の自動車事故を起こしたときに共済金をお支払いします。(1事故・1共済期間内300万円限度)
自動車事故による死傷者が契約者側か相手側かによって、お支払い内容が異なります。

主契約	死傷者が 契約者側 の場合	死傷者が 相手側 の場合
死亡共済金 事故発生日から180日以内に死亡したとき	300万円	死亡臨時費用共済金・・・ 30万円 (※1) 死亡臨時費用共済金を含み 最高300万円 までの実費をお支払いします。(※2)
後遺障害事故共済金 事故発生日から180日以内に後遺障害が生じたとき	12万円～300万円 後遺障害別等級(1級～14級)によりお支払いします。	後遺障害別等級(1級～14級)により算出した金額 12万円～300万円 を限度として実費をお支払いします。(※3)
入通院事故共済金 1事故につき365日分かつ300万円限度	1人あたり 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 1日につき合計18,000円限度	入通院臨時費用共済金・・・ 3万円 (※4) 入通院臨時費用共済金を含み 左記の日額 により 算出した合計額を限度として実費をお支払いします。(※5)
特約(自動付帯)		
対物事故共済金 1共済期間内に1回限度	3万円	他人の財物に損害を与えたことにより、契約者に2万円以上の経済的負担が生じたときにお支払いします。(※6)

(※1) 相手側に死亡者が生じたとき、1事故につき30万円をお支払いします。

(※2) 相手側に死亡者が生じたとき、1事故につき300万円(死亡臨時費用30万円を含みます)を限度として、契約者の経済的負担(実費)をお支払いします。

(※3) 相手側に後遺障害が生じたとき、後遺障害別等級により算出した金額かつ1事故につき300万円を限度として、契約者の経済的負担(実費)をお支払いします。

(※4) 相手側に負傷者が生じ、通算3日以上入院または通院もしくはその両方をしたとき、1事故につき3万円をお支払いします。

(※5) 相手側に負傷者が生じたとき、相手側の入院日数の合計により算出された金額(1日につき18,000円限度)および1事故につき365日かつ300万円(入通院臨時費用3万円を含みます)を限度として、契約者の経済的負担(実費)をお支払いします。

(※1)～(※5)および(※6) 契約者側に過失がない場合はお支払いできません。

お支払例



① 自損事故を起こして

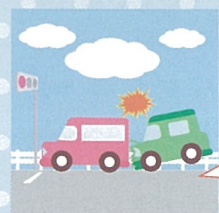


- 運転を誤り、ガードレールにぶつかって2万円以上の損害を与えた。
- 運転者が10日、同乗者が30日それぞれ実通院した。

契約者側 通院 90,000円=(2,250円×10日)+(2,250円×30日)
対物 30,000円

お支払金額 **120,000円**

② 赤信号で停車中に追突されて



- 契約者側の運転者が90日実通院した。
- 契約者側の同乗者が120日実通院し、後遺障害(14級)を負った。
- 相手側の運転者が20日間実通院した。
- 双方の車が損傷した。

契約者側 通院 472,500円=(2,250円×90日)+(2,250円×120日)
後遺障害(14級) 120,000円

お支払金額 **592,500円**

※契約者側に過失がない事故の場合は、相手側の入通院事故共済金と対物事故共済金は、お支払いの対象になりません。

③ 出会い頭に衝突して



- 契約者側の運転者が10日間の入院後、30日実通院した。
- 相手側の運転者が20日間入院後、60日実通院した。
- 相手側車両の破損に対して2万円以上の損害負担が生じた。

契約者側 入院 112,500円=(4,500円×10日)+(2,250円×30日)
対物 30,000円

① お支払金額 **142,500円**

相手側 入院 225,000円=(4,500円×20日)+(2,250円×60日)
225,000円(入院臨時費用30,000円を含みます)
を限度として契約者が負担した実費を契約者にお支払いします。

② お支払金額(限度額) **225,000円**

①+②=合計お支払金額(限度額) **367,500円**

④ 歩行者を跳ねて



- 道路を横断中の歩行者を跳ね、相手の方が死亡した。

相手側 死亡事故共済金 **300万円**

(死亡臨時費用共済金30万円を含みます)を限度として契約者が負担した実費をお支払いします。

車種別共済掛金



	車種	ナンバープレート	月払掛金
1	自家用乗用自動車	3・5・7	1,000円
2	自家用軽乗用自動車	5・7	550円
3	自家用普通貨物自動車(2t超)	1	1,750円
4	自家用普通貨物自動車(2t以下)	1	1,450円
5	自家用小型貨物自動車	4	1,000円
6	自家用軽貨物自動車	4・6・8	550円

● 補償の開始について

申込日の翌月1日午前0時から補償が開始されます。共済期間は1年で、ご契約者からのご通知がない場合、ご契約は自動更新されます。

掛金は毎月口座振替でのお支払いで、第1回目は申込日の翌月26日(休日の場合は翌営業日)に2ヶ月分(新しく組合員になれる場合は、出資金100円を含みます)を口座振替させていただきます。

※事業用自動車(緑ナンバー・黒ナンバー)、ダンプカー、工作車など上記以外の車種はお引き受けできません。(自家用特種用途自動車の一部車種を除く)
※事業者の場合、掛金はすべて損金処理ができます。

共済金はすべてご契約者であるあなたにお支払いします。

- 香典やお見舞いなどの誠意
- スムーズに示談解決するために要する費用
- 事故を起こしたことによって生じる諸費用
- 療養雑費やあなたの喪失利益 など

事故を起こしたことによって生じる様々な出費に有用にお使いいただけます。





Q ① 自車はディーラー名義になっていますが、加入できますか？

A ① 契約者と車両所有者の名義が異なっても、契約者が使用または管理をしている自動車であればご加入いただけます。リース車両でもOKです。

Q ② オートバイは加入できますか？

A ② オートバイは、ご加入できません。
その他に事業用自動車（緑ナンバー・黒ナンバー）、ダンプカー、工作車、特種用途自動車（一部車種を除く）などもご加入できません。

Q ③ 契約車両を知人が運転中に事故を起こした場合、共済金は支払われますか？

A ③ ご契約者、ご契約者の同居の親族、ご契約者が雇用している人以外の方の運転中の事故は、事前に運転者の届出がないと共済金をお支払いできません。

Q ④ 事故で自車側の運転者と同乗者の2人が死亡した場合、死亡事故共済金として600万円支払われますか？

A ④ 1事故・1共済期間における支払限度額は300万円です。よって死亡者が2人でも支払共済金は300万円になります。

ご契約にあたってご注意いただきたい事項



●商品の仕組み

被共済自動車（ご加入の自動車）を次に掲げるいずれかの運転者が運転中の場合に限り、事故によって自己または他人の生命もしくは身体を害したり、他人の財物を滅失、破損、または汚損することにより生じるご契約者の経済的負担を補償します。

- ①ご契約者（ご契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。）
- ②ご契約者の同居の親族（ご契約者が法人である場合は除きます。）
- ③ご契約者が雇用している者
- ④①～③以外の者で、ご契約者が届出している者（1申込書につき2名以内）

●共済掛金の払込方法

共済掛金は月払で、毎月指定預金口座から自動振替により払込みいただけます。初回の口座振替（共済掛金2か月分と新しく組合員になれる場合の出資金1口100円）が不能の場合、共済契約は無効となります。契約成立後2回連続して口座振替が不能の場合で、その月末までに共済掛金の払込みがない場合は、共済契約は最初の払込みがなかった振替日の属する月の翌月の1日にさかのぼって効力を失います。

●共済期間および共済契約の継続

共済期間は初回共済掛金の口座振替日の属する月の1日の午前0時から1年間です。ご契約者からの通知がない場合、ご契約は自動的に更新継続され、その証として契約継続証を発行します。

●共済金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた被共済自動車の事故による共済契約者の損害に対しては、共済金をお支払いできません。

主な場合のみを記載していますので、詳細は約款をご覧ください。

- ①事故の原因が傷害を被ったものの故意によるとき
- ②無免許の運転者が被共済自動車を運転中に起こした事故

③酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に生じた共済契約者側の傷害

④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似する事変または暴動によるとき

⑤地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき

⑥核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦原因のいかんを問わず、負傷者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

⑧共済契約者が被共済自動車の譲渡のほか、登録番号または車両番号、用途、車種もしくは車台番号の変更を届出なかった場合

●告知義務・通知義務等

①ご契約の締結に際しては、加入申込書の記載事項について弊組合に事実を正確に告げていただく必要があります。

②加入申込書の記載事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、この解除が被共済自動車の事故により共済契約者に損害が生じた後になされた場合であっても、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

③ご契約の締結後に、登録の自動車を買替えたときや届出運転者を変更するときなど加入申込書の記載事項に変更が生じた場合や、事故が発生した場合は、遅滞なく弊組合または取扱代理所にご連絡いただく必要があります。ご通知がない場合、共済金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

※このパンフレットは「自動車事故費用共済」の概要を説明したものです。

お問い合わせ・お申し込みは

愛知県商工共済協同組合

本 部 〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目10番32号（上前津KDビル8F）
TEL 052(251)6281 FAX 052(251)7273

豊橋出張所 〒440-0882 豊橋市神明町74（豊橋フロントビル8F）
TEL 0532(56)5701 FAX 0532(56)5702

取扱代理所